

平成28年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年3月25日(金)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

| | |
|-----------|------------|
| 1番 椎名 幸雄 | |
| 3番 須藤 喜一郎 | 4番 三須 清一 |
| 5番 齋藤 隆 | 6番 染谷 智一郎 |
| 7番 新堀 政夫 | 8番 渡辺 陽一郎 |
| 9番 森 正昭 | 10番 阿曾 敏夫 |
| 11番 齊藤 剛広 | 12番 大野木 奥治 |
| 13番 小池 良雄 | 14番 早川 真 |
| 15番 江原 俊光 | 16番 高田 勝禧 |
| 17番 渡邊 光雄 | 18番 川村 泉治 |
| 19番 増田 勝己 | |

4. 欠席委員

2番 中村 良男

5. 出席事務局職員

| | |
|------|--------|
| 局長 | 海老原 美宣 |
| 次長 | 木村 孝夫 |
| 次長補佐 | 落合 敦 |

6. 欠席事務局職員

農地係長 富塚 隆則

7. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第5号 我孫子市農地利用最適化推進委員の選任（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第4条）
- 報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）
- 報告第5号 生産緑地のあっせんについて

議長 それでは定刻となりましたので開会いたします。ただ今から平成 28 年第 3 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席でございますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

14 番 早川真委員

15 番 江原俊光委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合補佐を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 12 号まで、合計 12 議案についてでございます。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 8 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 5 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は貸借権の新規設定が 7 件、貸借権及び使用貸借権の再設定が 22 件、合計 29 件でございます。

議案第 4 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

議案第 5 号から 12 号につきましては、本日差し替えになって申し訳ございませんでした。「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」です。推進委員について第 1 区域から第 4 区域まで二人ずつ、計 8 人の候補者の承認を求めるものです。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、譲受人が同一人である整理番号 1 及び 2 を審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(なし)

それでは整理番号 1 及び 2 を一括審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の隣接する田二筆で、面積は整理番号1が2,471m²、整理番号2が3,259m²でございます。JR常磐線〇〇〇駅の北西約1.2kmに位置しています。議案資料7ページの図をご覧ください。

こちらの譲受人は〇〇〇在住の農業者で、農業経営拡大のために借り受けるものです。賃借料はいずれもコシヒカリ〇〇〇kgです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 座らせていただきます。議案第1号整理番号1及び2について調査結果を報告します。譲受人の立ち会いの下、現地調査を行い、審議しました。

経営面積は田畑合わせて借受地を含め、約255アールです。また、本人、妻とも年間330日農業に従事しています。トラクター3台を初め、大型農業機械をそろえています。これまで経営基盤強化法により賃貸借契約を結んできましたが、譲受人が年齢65歳以上となり、同法での再契約ができなくなったため、新たに3条申請を行うものです。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。第2調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1及び2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1及び2は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号3を議題とします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は引き続き1ページです。議案資料は10ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の地目畑一筆、面積2,598m²のうち2,000m²を借り受けるものでございます。JR常磐線〇〇〇駅の西約850m、水道局の北に位置しています。位置図は議案資料13ページをご覧ください。

譲受人は〇〇在住の農業者で、農業経営拡大のために借り受けるものです。なお、賃借料は年〇万円です。

事務局からは以上です。

議長 引き続き、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号3について調査結果を報告します。譲受人の立ち会いの下、現地調査を行い、審議しました。

経営面積は田畑合わせ、借受地を含めて約80アールです。また、本人、妻とも年間300日農業に従事しています。トラクター等、農業機械を保有しています。こちらもこれまで経営基盤強化法により賃貸借契約を結んできましたが、譲受人が年齢65歳以上となり、同法での再契約ができなくなったため、新たに3条申請を行うものです。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。第2調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第1号整理番号4から7については、譲受人が同一人であることから一括で審議したいと思います。いかがですか。ご異議ありますか。

(なし)

異議なしの声がありました。異議ないものと認めます。それでは一括審議します。
事務局、整理番号4から7までの説明をお願いします。

事務局 議案書は1ページからです。議案資料は16ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先のいずれも登記地目畑、現況地目雑種地及び畑の合計6筆、合計面積が1万127m²です。JR成田線〇〇駅の南東約1.7kmに位置しています。位置図は資料の24ページをご覧ください。少年野球場の隣で、元市民農園があった土地及びその隣接地でございます。

譲受人は新木の農業生産法人「めりんだ」です。このたびは農業経営拡大のために買い受けるものです。なお、売買価格はいずれも10アール当たり〇〇万円です。

事務局からは以上です。

議長 高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号4から7についての調査結果を報告します。譲渡人・譲受人双方の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

「めりんだ」の経営面積は自作の畑4,133m²及び借り受けの田3,880m²と畑1万568m²、合計1万8,581m²です。従業員は4名で、うち3名が年間320日、一人が260日農業に従事しています。また、トラクター等の農業機械を保有しています。

なお、譲渡人はいずれも親族関係にあり、相続により農地を取得したものの、耕作ができず、多くは耕作放棄状態となっていたものです。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後は適切な管理が行われるものと考えます。第2調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。質問、意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号4から7を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4から7は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号8を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それではご説明します。議案書は4ページです。

申請地は〇〇〇〇丁目地先の地目畑二筆、合計面積が844m²です。

申請事由は「交換」です。天王台区画整理事業を行った際に、本譲受人が土地の一部を譲渡しました。この土地に11階建ての分譲マンションが建設されましたが、当時の登記制度上、農地の登記簿は譲受人とマンションの住民である所有者との共有状態となり、実態と登記が異なっていたものです。

事務局からは以上です。

議長 引き続き、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号8について調査結果を報告します。

本件については数十人の所有者がいて、話し合いがつき次第、順次畑とマンション建設地との「交換」の申請をしているものです。なお、前回は平成25年9月に交換申請を行っていて、この後、まだ数件の「交換」を残しているとのこと。

第2調査会では、当時の区画整理の換地制度上の土地登記を是正するための必要措置であることから全員一致で可決すべきものと判断しました。

以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。質問、ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号8を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号8は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1から審議します。

それでは事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は41ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇保地先の登記地目畑、現況地目雑種地の二筆で、合計面積は495m²です。JR成田線〇〇駅の北東約1.2kmに位置しています。位置図は議案資料45ページをご覧ください。

譲受人である孫が、祖父の譲渡人からいわゆる農家分家により土地をもらい受けて住宅を建設するものです。住宅建設費は〇、〇〇〇万円でございまして、全額金融機関から融資を受けるとのことです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。譲渡人及び譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲渡人は市街化区域内には農地を所有しておらず、孫のために土地を提供するものです。申請地は公共投資がなされていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水排水は浸透枿を設置し、敷地内処理を施します。また、汚水や雑排水は合併浄化槽処理後、公共下水へ接続します。

なお、周辺に農地はありませんが、隣接土地所有者に説明し、了解を得ています。

第2調査会では立地基準や一般基準、分家要件等を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。質問、意見のある委員は挙手を願います。

(なし)

それでは、私のほうから一言意見がありますのでここで休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

そのほかご意見ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号2を議題とします。

事務局、説明を願います。

事務局 議案書は同じく5ページです。議案資料は50ページからです。農地転用を行い、太陽光発電施設を設置するものです。

申請所在地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑の一筆、面積は952m²です。JR成田線〇〇駅の西約500mに位置しています。

畑を耕作していたのは譲渡人の母だそうです。高齢で農業ができなくなったため、太陽光発電事業用地を探していた譲受人に〇、〇〇〇万円で土地を売却するに至ったものです。

なお、埋蔵文化財の包蔵地に関し、届出を行っていて、こちらの問題はないとのことです。

その他の法令については特にありません。

事務局からは以上です。

議長 高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第2号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人及び申請代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、公共投資がなされていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

発電パネルは325枚です。パネルの高さを約2mに抑え、日照や通風など、周囲に影響を与えないよう配慮したとのことです。また、雨水は敷地内で浸透できるとのことです。

周囲の土地所有者に事業計画を説明したところ、了解を得たとのことです。

資金所要額は土地代金〇〇〇万〇,000 円及び施設建設費〇、〇〇〇万〇,000 円で、既に〇、〇〇〇万円が支払い済みとなっていて、残金〇、〇〇〇万〇,000 円は全額自己資金で賄う予定です。これは金融機関の残高証明で確認しています。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税別 27 円で、20 年の固定買い取り契約となっています。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、譲受人が同一人であることから議案第2号整理番号3及び4を一括審議したいと思えます。ご異議ありますか。

(なし)

異議なしとの声がありました。

事務局、説明をしてください。

事務局 議案書は5ページからです。議案資料は62ページからとなります。

整理番号3は〇〇〇〇字〇〇地先の田二筆で、合計面積は1,826m²です。整理番号4は3に隣接する田二筆で、合計面積は1,100m²です。盛土による農地の一時転用を行うものです。申請地はJR成田線〇〇駅の南西約1.5km、位置図は議案資料の72ページをご覧ください。

昨年第12回総会で農地法第3条申請があったものの不許可とされた土地で、今回は地権者本人が農地法第5条の埋め立てによる一時転用の申請をしたものです。農地改良事業を請け負う譲受人は、印西市の土木・建築を主たる業とする(株)アジア開発興業です。

千葉県や市の公共工事も多く受注しております。

計画盛土高は平均約 1.7m で、4,784m³ の土を流山市から 10 トンダンプで一日につき 30 台程度搬入する計画です。

申請地の埋め立て終了後に 3 条の許可申請により柏市の (株) ファーム・ジャパンがトマトのハウス栽培及び落花生やハウレンソウの露地栽培を行いたいとのことです。これについて (株) ファーム・ジャパンより「作付け計画書」が提出されています。

千葉県に問い合わせをしました。県の見解では必ずしも第 5 条の埋め立て一時転用後の再作付けを行う者が土地所有者でなくてもよいとしています。

他法令については現在、市の埋め立て条例の手続きが進められています。

事務局からは以上です。

議長 引き続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禱調査会長 議案第 2 号整理番号 3 及び 4 について調査結果を報告します。譲受人及び整理番号 3 の譲渡人、申請代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

本申請は市の農地改良指導要綱の対象となっております。

第 5 条の第 1 項第 4 号に、畑の盛土高については隣接道路面から 30cm までと規定していますが、計画では 35cm となっております。問いただすと、盛土後の沈下を予想し、35cm としたとのことです。盛土施工後しばらくすれば 30cm に沈み込むとしています。

また、同 5 号では、盛土高と同等の長さで隣地から離して盛土を行うことを規定していますが、こちらは隣地から 30cm 離して計画されています。これは手賀沼土地改良区からの意見書でも要望されています。さらに、同 5 号により法面の斜度を 30 度としています。

この埋立事業に係る経費は〇〇〇万円です。これについては (株) ファーム・ジャパンが負担するとのことで、金融機関の残高証明書の原本確認が取れています。

なお、隣接農業者への説明については行っています。相手側からは日陰を考慮してほしいとの要望があり、これについてはセットバック及び法面処理をし、ハウスを必要最低限の高さとするかと答えています。

なお、地権者は農地造成後、(株) ファーム・ジャパンに貸し付けを予定していますが、これは農地法の第 3 条で審査すべき事項であり、今回第 5 条の審査に当たっては (株) ファーム・ジャパンへの貸し付けを前提とした審査は行いません。

後日、第 3 条の審査を行った場合、地権者の希望どおりにいかなくとも、借受人が見つかるまでは地権者自身が農地を管理する旨の書面を提出させています。

以上、農振農用地内にありますが、田から畑にする一時転用であり、立地基準も問題な

く、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等も問題ないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。質問、ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の62ページ及び64ページについて質問いたします。最初に64ページの議案資料に〇〇という譲渡人が28年の3月10日。この方は2月に亡くなっているんですよね。亡くなった人と契約というか、農地改良、許可申請書ってどういうふう
に事務局は判断したんですか。それと62ページの〇〇、〇〇、〇〇のこの3名の申請書の署名はやはり3月の10日で、権利者である〇〇さんは亡くなっているわけなんですよ
ね。死んだ人間の判子を墓場に行ってもらってきたならともかく、それに合わせてこれが
ね。

議長 ちょっと暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

議案第2号整理番号3及び4、これについての質問はありますか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 調査会でも申し上げたんですけども、三つの〇〇の委員が同じということと、来ていた人間が一人であるということ、相続をされている書類があったということらしいです。事務局のほうで欠席された方に確認を取ったと私は口頭で伺いましたけども、その事務局の証明を添付していただきたい。でないと、これは私たち調査会でも一人しか話を聞いてないということになってしまいます。これ全部同じ署名の字で全部同じ〇〇の印では証明になりませんよ。

議長 その点について事務局。

事務局 本日その確認した者が急用でお休みを取っておりますけれども、私どものほうには確認したとっております。

高田勝禱調査会長 それについては3名に別々に通知を出したという説明を受けております。事務局からこの件については通知を出したというような説明を聞いたと思います。

議長 事務局。

事務局 この件に関しましては3名とも立ち会い通知を送って、今日はいませんが富塚のほうから連絡も、直接取れたかどうかは別として、それぞれのところにやっていますので、それぞれの方、全然今回の話を知らないということはないというふうに思います。以上です。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 今の話で分かりましたけども、それを事務局がきちんと証明を出してくださいという意味です。私たちは口頭で聞いただけ。これも書類だけの話になってしまいますので証明してください。出してください。

議長 事務局。

事務局 通知を送りましたのでその辺の写しは持ってきます。

議長 そのほかございませんか。

早川委員。

早川真委員 これ前回の件もありますし、現在係争中、株式会社の関係も指摘されていると申し上げたいことはあります。私も調査会に参加して、その中で確認させていただきました。最終的には先ほど調査会長のほうからありましたように、こういったかたちで3条と5条は別物であることと、その後許可がなかった場合はこの地権者の方が責任を持って次の耕作者を探す、あるいはきちんと耕作していくという一筆をとったということです。そういうことで全員一致で許可相当となりましたし、承知いたしました。

報告の中になかったことで、1点だけ私の立場でお願いしたいことがあります。6月から耕作するという事なので、かなり短期間に集中して約4,800トンの土砂を積んだ10トンダンプがあそこを通るということです。調査会でも申しあげましたけれども、あそこの交差点は危険個所で、最近信号機が付いた場所です。路面状態の心配もあります。よく

道路課のほうと事務局で調整していただきまして、交通事故や陥没とかがないように十分交通安全については指導していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 事務局。

事務局 それにつきましては手賀沼課のほうで通常搬入経路なんかを確認して、必要に応じてきちんと指導していると。あと大型車両については我孫子市内は通行禁止になっていますので、警察のほうの通行許可も取るようにというような指導を行っているというふうに聞いております。また、必要があれば手賀沼課とも協議して、十分安全に注意するよう指導を行っていきたいと思います。

以上です。

議長 そのほかありませんか。

(なし)

質問がないと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号整理番号3及び4について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第2号整理番号3及び4については原案どおり許可することになりました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1から7までは新規の賃借権設定です。議案資料は88ページからとなります。

整理番号1の賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は1,067m²です。借受期間は10年、賃料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

次に、整理番号2の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇の田二筆、合計面積は3,701m²です。借受期間は10年、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇kgです。

続いて、整理番号3の賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は

2,307m²です。借受期間は10年、借賃は年額〇万円です。

続いて、整理番号4の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,053m²です。借受期間は3年、借賃は10アール当たり〇万円です。

続いて、整理番号5の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は2,829m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号6の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は6,000m²です。借受期間は1年9ヶ月、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号7の賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田4筆、合計面積は7,931m²です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号8の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は838m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たり〇万円です。

続いて、整理番号9の賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、合計面積は2,244m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たり〇万円です。なお、両者の間で畔の分を差し引いた1,244m²分で借賃の支払いを行っているとのことでした。

続いて、整理番号10の賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は1,117m²です。借受期間は6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号11の賃借権を再設定する農地は〇〇地先の田3筆、合計面積は1万684m²です。借受期間は10年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号12の賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は642m²です。借受期間は10年、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

続いて、整理番号13の賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は524m²です。借受期間は3年、借賃は10アール当たり〇万円です。

次に、整理番号14から21までは賃借権の再設定です。市の水生植物園事業が1年延長となったため貸借契約を結ぶものです。借受期間は1年、借賃は10アール当たり年2万1,000円です。

続いて、整理番号22から29までの使用貸借権の設定は、この市の水生植物園事業が1年延長となったため、整理番号14から21まで市が借り受けた農地を農事組合法人あびべじに使用貸借契約で貸し出すものでございます。契約期間は1年です。

事務局からは以上です。

議長 高田調査会長より調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 では報告いたします。

整理番号 1、〇〇〇〇在住の借受者の経営面積は、借受地を含め約 2.95 ヘクタールです。年間農業従事日数は本人が 300 日、妻が 100 日です。農業施設や大型農業機械をひと通り保有しています。

整理番号 2 及び 3、〇〇〇在住の借受者の経営面積は、自作地のみで 2.96 ヘクタールです。年間農業従事日数は本人、妻、子いずれも年間 300 日です。

整理番号 3、〇〇〇在住の借受者の経営面積は、借受地を含め 5,542m²。農業従事日数は本人が年間 115 日、妻が 45 日です。

整理番号 4 の借受者は〇〇の農業生産法人の（株）めりんだです。経営面積は借り受けを含め約 1.86 ヘクタールです。年間農業従事日数は 4 人の従業員のうち 3 人が 320 日、一人が 260 日です。

整理番号 5 及び 6 の借受者は新木の農業生産法人の（有）今井興業ライスセンターです。経営面積は借り受けを含め約 31.41 ヘクタールです。親子 3 人で経営しています。

整理番号 7 から 10、〇〇〇〇在住の借受者の経営面積は、借り受けを含め約 7.12 ヘクタールです。年間農業従事日数は 250 日です。

整理番号 11、〇〇〇〇〇在住の借受者の経営面積は借受地を含め約 3.61 ヘクタールです。年間農業従事日数は本人が 280 日、妻が 180 日です。

整理番号 12、〇〇〇〇在住の借受者の経営面積は、借受地を含め約 15.36 ヘクタールです。年間農業従事日数は本人及び妻と子がいずれも 280 日です。

整理番号 13、〇〇在住の借受者の経営面積は借受地を含め約 1.161 ヘクタールです。年間農業従事日数は本人が 345 日、妻が 300 日です。子夫婦がそれぞれ 250 日、180 日です。

整理番号 22 から 29 まで、農事組合法人あびベジの営農計画は水生植物園で、アヤマやコスモス、菜の花を作付けしています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用、常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 29 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 すみません。勉強不足で質問をしたいんですけども。整理番号 3、貸

付者が八幡神社になっています。神社って確か神社庁が財産を持っているというような気がしていたんですが、これは個人なんですか。

議長 調査会長。

高田勝禎調査会長 この岡発戸地区は地元の権利がすごいんですよ。戦後の宗教法人の時に県までごたごたやって、地元が権利を持っているみたいです。ですから、渡邊光雄委員がそれを知っていますので。

渡邊光雄委員 やはり八幡神社は所有権があるわけですよ。八幡神社そのものがやるわけじゃなくて、会を構成している八幡神社の、何ですか、神社をやっている方々の所有になっているわけですよ。それで今個人が持ちちゃってやれないから、田んぼの機械を持っている人に頼んで、それで一年にできれば半たらぐらいをもらうと、神社に。そういうあれが。

渡辺陽一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がなければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1から29まで一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から29は原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局、説明と議案朗読をお願いします。

事務局 議案書の19ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり成田税務署長及び松戸税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求

めます。提出日平成 28 年 3 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 117 ページからとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから 20 年を迎えることから、この適用農地の利用状況について税務署長より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担当委員と事務局とで現地を確認いたしました。

以上です。

議長 それでは整理番号 1 から各委員報告をお願いします。

整理番号 1 について斉藤隆委員、報告してください。

斉藤隆委員 議案資料の 117 ページをご覧ください。

平成 28 年 2 月 22 日、事務局の方々と現地調査をしました。かなりの筆数、15 筆ありましたが、全部耕作されていて、田んぼなどは耕した後も見られました。きれいになっておりました。

以上です。

議長 次に、整理番号 2 について三須清一委員、報告をお願いします。

三須清一委員 平成 28 年 2 月 29 日、事務局職員と現地を確認しました。調査対象の〇〇さんの住所が秋田県になっているため、現地の近隣に住んでいる親類に話を聞きました。〇〇さんは事情により秋田に住む娘の家に引っ越し、昨年亡くなったそうです。なお、現地の状況は近くの親戚により適正に管理されていました。この調査結果を税務署に報告したいと思います。

以上です。

議長 以上、すべての報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手を願います。

(なし)

これより議案第 4 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり報告することにいたしました。

続きまして、議案第 5 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を議題とします。

三須清一職務代理者、議案朗読と説明をお願いします。

三須清一職務代理者 座って報告させていただきます。

議案第5号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業協同組合法等の一部を改正するための法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。平成28年3月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」に基づいて、平成28年3月18日に役員会が召集され、4区域に応募・推薦された15人の候補者の中から区域ごとに審査を行い、候補者の選任を行いました。3人が区域で併願しています。

審査では規程第8条2項1号『農地等の利用の最適化推進に熱意及び識見を有する者であること』同2号「職務を適切に行うことができる者であること」同3号『法8条第4項各号に該当しない者であること』に基づき、役員の合議で決定したものです。

基本審査では、破産宣告や刑執行要件の該否、農業従事実績、農地法等の違反行為や耕作放棄地の有無、認定農業者、その他特記事項などを基に審査しました。

また、農業への取り組みや農業関係の活動なども話し合われました。

以上を基に、先に議会で同意された農業委員を含めた地域のバランスや最適化推進委員制度のねらい等を加味しました。

それでは提案いたします。

区域、第1区域。住所、〇〇〇〇〇番地。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

議長 この件は人事案件のためただちに採決いたします。

これより議案第5号について採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第5号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第6号を議題とします。三須職務代理は区域、候補者住所、氏名、生年月日を読み上げてください。

三須清一職務代理者 議案第6号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」提案いたします。

区域、第1区域。住所、〇〇〇〇〇番地の〇。氏名、〇〇。生年月日、昭和35年12

月 14 日。経歴は略歴のとおりです。

議長 ただちに採決いたします。賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号は提案どおり決定いたしました。

続いて、議案第 7 号を議題とします。

三須職務代理、よろしく願います。

三須清一職務代理者 議案第 7 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

区域、第 2 区域。住所、〇〇〇〇〇〇番地。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 この件についても人事案件のためただちに採決します。

議案第 7 号について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 7 号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第 8 号を議題とします。

三須職務代理、よろしく願います。

三須清一職務代理者 議案第 8 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

区域、第 2 区域。住所、〇〇〇〇〇〇番地の〇。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 この件についても人事案件のためただちに採決します。

これより議案第 8 号を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 8 号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第 9 号を議題とします。

三須職務代理、よろしく願います。

三須職務代理者 議案第 9 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

区域、第 3 区域。住所、〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇

年〇〇月〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 人事案件のためただちに採決します。賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第9号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第10号を議題とします。三須職務代理、よろしく願います。

三須清一職務代理者 議案第10号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」。

区域、第3区域。住所、〇〇〇〇〇番地の〇。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 人事案件のためただちに採決いたします。

これより議案第10号について賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第10号については提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第11号を議題とします。

三須職務代理、よろしく願います。

三須清一職務代理者 議案第11号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」。

区域、第4区域。住所、〇〇〇〇〇〇番地。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇月〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 この件についても人事案件のためただちに採決いたします。

議案第11号を決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第11号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第12号を議題とします。

なお、候補者となる斎藤剛広委員は議事参与の制限により一時退席していただきます。

(斎藤剛広委員、退席)

議長 三須職務代理、願います。

三須清一職務代理者 議案第 12 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について。

区域、第 4 区域。住所、〇〇〇〇番地。氏名、〇〇。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

議長 これについても人事案件ですのでただちに採決いたします。

議案第 12 号を決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 12 号は提案どおり決定することにいたしました。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

斎藤委員は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第 1 号から第 5 号までの 5 件です。議案書は 28 ページからとなります。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

続いて、報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 3 件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付しました。

次に、報告第 3 号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第 4 条関係の 1 件を諮問したところ、平成 28 年 3 月 14 日に許可相当と議決され、回答がありました。

同じく、報告第 4 号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第 5 条関係の 3 件を諮問したところ、同じく 3 月 14 日に許可相当と議決され、回答がございました。

最後に、報告第 5 号は「生産緑地のあっせんについて」です。〇〇〇字〇〇地先、地積 793m²の畑、買取価格〇億〇、〇〇〇万円についてあっせんがありました。なお、回答締め切りは 4 月 13 日でございます。こちらのほうがありましたら事務局にお知らせください。

報告は以上です。

議長 報告第1号から第5号まで、質問、ご意見がありましたらどうぞ挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第3回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人